

## 修養論の系譜に関する考察

### —明治以降の修養論者の階層に着目して—

大西圭介

#### 1. 本稿の目的

本稿は、教育公務員特例法に規定された修養という言葉に内在する思想の系譜を掴むために、修養論を整理することを目的とする。

#### 2. 問題の所在

修養という言葉は現代ではあまり用いられない言葉であろう。目にすることがあるとすれば、教育基本法第9条「法律に定める学校の教員は、自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない。」もしくは、教育公務員特例法第21条「教育公務員は、その職責を遂行するために、絶えず研究と修養に努めなければならない。」においてではないだろうか。教育基本法にある修養は、2006年の改正の際に規定されたもので、教育公務員特例法にある修養は1949年制定当初から用いられている。

修養が用いられた両法の規定を見ると、研究と修養がセットで用いられ、研究の「研」と修養の「修」をとって研修を示していると解されてきた。しかし、研修が研究と修養のことであると認識されるのは、教育公務員特例法が制定されてからしばらく経ってからであり、教育公務員特例法の立法過程を見ると、研修とは、研究と修養であったわけではない事が分かる。もともと研修規定<sup>①</sup>として設けられていた条項には、「工夫と努力」に努めることが求められ、研究と修養は教員の本分として設けられた条項に

あった言葉であった<sup>②</sup>。教育公務員特例法が制定されるまでの間に工夫と努力が研究と修養に置き換えられ、教育公務員特例法の第4章の章題が研修となったのは、国家公務員法に影響を受けたからである。

国家公務員法における研修は、職務能率向上のために行うものであり、英語の *training* を和訳した際に用いられた言葉であった。一方、教育公務員特例法の研修は、職責を遂行するために行うものであり、*study and self-improvement* と英訳されるものである。1949年当時、人事院研修課長であった細野は、国家公務員法の研修について、「研修とは、職員をして必要な知識技能及び習慣態度を向上させることによつて、職員の担当する又は担当すべき仕事に効果的になされるように実施される職員の教育訓練活動をいうのであつて、官庁の管理機能の一つとして組織的積極的に行われるものである。目的は飽くまで当該組織がその目的に応じて十全に活動できるように、構成員を訓練すること(Training)であつて、いわゆる一般の教育(Education)ではない。...(中略)...官庁の能率的活動に直接寄与するために、業務運営上の手段として行われるものでなければ、ここに言う研修ではない。」と説明している<sup>③</sup>。

このように、教育公務員特例法に示されている研究と修養と、*training* である研修とは本来は意味を異にする言葉であった事が伺える。さらに、1949年2月に教育法令研究会<sup>④</sup>が『教

育公務員特例法―解説と資料―』を出版し、そのなかで研修条項にある修養がなぜ求められるのかを次のように説明している。

教育は、人格と人格の接触交流であるといわれる。教員の職務の遂行は、実に教育者の人格と使命の自覚の中にある。教員の人格の如何は恰も鏡に写る影の如く被教育者の上に写るのである。教員が教育者としての厳たる権威を持ち、両親の慈愛をもつて被教育者に接するときこそ、人格と人格の接触は火を發しその交流は身を結ぶであろう。無言の中に厳として存在する教育者の倫理を教員が忘れ果てたときはもはや教員ではない。教員に絶えざる修養を要求されるのはこのために外ならない。<sup>5)</sup>

このように、研修規定に置き換わる前に描かれていた教員の本分としての意図があったことも伺える。にもかかわらず、研究と修養がそれぞれ何をする事なのか、それが何を意味するのかについて関心は払われてこなかった。特に、修養に関しては、言葉の起源、言葉の持つ意味、言葉に内包される思想など、そのほとんどが未解明であり、なぜその言葉を用いたのかは不明である。

### 3. 先行研究の動向

教育公務員特例法の立法過程に関する研究として、羽田(1987)、久保(2005)、高橋(2006)が挙げられよう<sup>6)</sup>。日本側の資料の公開後すぐに羽田(1987)が取り組み、さらに占領軍側の資料を用いてより精緻に久保(2005)が行なってきた。特に研修条項については、久保(2005)が、取り組んできた。身分に関する規定については高橋(2006)が取り組んできた。教育公務員特例法の立法過程に関する研究によって明らかにされたことは、「教員身分法構想」が国家公務員法の成立によって、教育公務員特例法として成立するまでの間に教員の研究の自由が削除され、研修の権利が義務性を帯びていくという変容であった。高橋の研究(2006)では、教育の独立の見地から教員の身分保障が考えられていたこと、そ

れが、占領軍との折衝によって大幅な変更を余儀なくされ、国立、公立、私立の教員で差異が出てしまったことを明らかにした。

これらの研究は、法律の制定過程であり、国家公務員法と教育公務員特例法の関係の中での変容過程、CIE(民間情報局)と文部省の対立図式の中でそのダイナミズムの解明に焦点を当ててきた。したがって、その射程は、法案が何に影響され、如何に変容しているのかを明らかにすることとなる。その際、「教員身分法構想」から一貫して日本側の法案作成者が譲らなかつた部分は教育公務員の任用方法を選考とすることと教育公務員が研究と修養に努めることであった。上述の法律の制定過程に関する研究では、それらをなぜ譲らなかつたのかは解明されていない。

一方、修養に関する研究は、修養概念の起源に関するもの、修養論の特徴を明らかにしようとするもの、太平洋戦争へと向かう中で修養がどのように変容したのかを明らかにしようとするものに分類できる。

修養概念の起源に関する研究として、王成(2004)と和崎(2007)が挙げられよう<sup>7)</sup>。王成(2004)は、修養がいつ成立したのかは厳密には判明しないが、明治30年代半ばに一般的な言葉となったこと、中村正直がスマイルズの『西国立志編 原名 自助論』(1871年刊)を翻訳する際に、西洋の culture という概念を儒学の「修身」と区別するために「修養」という言葉が古典から再発見され、近代的な意味合いを付与された言葉であることを示した<sup>8)</sup>。当時の「修養」は、culture や Bildung という意味を含み、さらに、伝統的な修身養心の意味を含んだうえで、社会に役立つ近代国家の一員として、人格を磨き、精神と身体を共に修練することを意味していたという<sup>9)</sup>。和崎(2007)は、中村正直の『西国立志編』が初出であることを認めた上で、修養論がいつどのように誕生したのか、その時の修養はいかなるものであったのかの解明を試みている。修養論は1890年代に誕生し、その頃の修養概念は、到達点を明示できない曖昧な概念であり、ただただ様々な人物の青年期を語る

ものであったと結論づけている<sup>(10)</sup>。

この二つの研究は、修養概念の起源を探り、修養がどのように解釈されるものなのかを捉えたという点で非常に評価されよう。ただ、修養の意味するところは曖昧であったとし、論者によって異なり、なぜどこで差異が生まれているのかは解明されていない。

修養論の特徴を明らかにしてきた研究には、地域の修養運動を扱ったものと、修養論者を扱ったものがある。地域の修養運動を扱った研究には、長野県の民主化運動、愛知県の農村社会運動としての修養団運動、群馬県の修養主義について扱った研究がある<sup>(11)</sup>。一方、修養論者を扱った研究には、新渡戸稲造、芦田恵之助、清沢満之、蓮沼門三および修養団、村上濁浪などの思想を扱った研究がある<sup>(12)</sup>。

これらの研究は、それぞれの修養論の論者やその活動を精緻に調べているが、それらが他の修養論者とのような関係にあるのかは言及していない。

太平洋戦争へと向かう時代の中で、修養がどのように変容していったのかを明らかにした研究として、清水(1987)と渡辺(1999)が挙げられよう<sup>(13)</sup>。清水(1987)は、修養が全体主義的傾向に親和的であり、全体主義的傾向を強めるにあたって、修錬や錬成という言葉に置きかわっていったことを明らかにし、「天皇制権力による民間『修養』の横取り」と述べる<sup>(14)</sup>。渡辺(1999)は、1930年代の「教養」を対象に、「教養」に「修養」と異なる学問という側面と「修養」と結びつく人間形成の側面があることを明らかにした。

以上に挙げた修養に関する研究は、修養とはどのような意味を持つ言葉であるのかを探ってはいるものの、修養という言葉自体の定義はなされず、定義が曖昧であるがゆえに流行したものであったと結論づけてきた。修養という言葉に階層があるということを示しているにもかかわらず、階層に分けて整理してこなかった。修養を説く者の層、もしくは、修養論を受け取る層によって修養の意味することが異なる可能性がある。それは教育公務員特例法に用いられた

修養のことを考えると、教員として想定されていた像が異なる可能性があるということになる。また、上記に挙げた修養に関する研究は、対象時期を戦前としており、戦後に用いられた修養に関する研究は等閑に付されている。戦後、なぜ教育公務員に修養を求めたのか、そこでいう修養とは何なのかについては明らかにしてこなかった。

そこで、教育公務員特例法に用いられた修養という言葉の持つ意味を把握したい。本稿では、そのための一助として、修養論の整理を行い、修養という言葉に内在する思想の系譜を掴む手がかりを得たい。本稿の対象は、明治に入ってから修養論とする。

#### 4. 研究の課題と方法

以上の目的を達成するために、以下の課題と方法を設定する。

(課題1) 明治に入り、修養がどのように定着していったのかを明らかにする。そのために、王成(2004)や和崎(2007)に依拠しながら修養の起源を知る。

(課題2) 修養の意味が論者によって異なるのはなぜかを捉える。そのために、修養を説いた代表的な人物を把握し、その論者の出自や階層などを把握する。そして、それらの属性ごとの修養論の特徴を示す。田嶋(2016)<sup>(15)</sup>の整理に依拠しながら整理を行う。

(課題3) 日露戦争後から昭和初期にかけて修養論にはいかなる変化があったのかを整理する。清水(1987)のいうように、「天皇制権力による民間『修養』の横取り」があったと考え、それは、どの修養が横取りされたのかを明らかにすることになる。そのために、修養論から教養論が分離していく過程を示す。

(課題4) 修養論がいかなる思想を内包した言葉であるのかをまとめる。そのために、課題2と課題3で得られた結果を整理する。

#### 5. 修養の起源と定着

ここでは、明治に入り、いつ頃修養が誕生し、なぜ一般的に用いられるようになったのかを王

成(2004)及び和崎(2007)に依拠しながら示す。

### 5-1. 修養の起源

修養は、日露戦争後から昭和初期にかけて多くの雑誌・書籍に登場し、盛んに説かれていた。つまり、それ以前に修養概念の起源があるということになる。

修養は、先述したように、その起源を中村正直によるスマイルズの訳書『西国立志編 原名自助論』に見出せる。中村正直はスマイルズの『自助論』にあった *cultivate, cultivation* の訳語としてこれまで用いられてきた修身、修行、養生などの言葉を用いずに修養を用いた。

さらに、王成(2004)は、明治初期から明治20年代(1879~1894年)の辞書と村上专精(1851年生まれ)の語りをを用い、村上が青年期であった明治初期には、修養概念は一般的な用語ではなかったことを示し、辞書に修養が登場するなど修養が一般的に用いられるようになったのは、明治30年代中頃(1902年頃)であると結論づけた<sup>(16)</sup>。

和崎(2007)は、王成(2004)のいう明治30年代中頃の修養は流行期の始まりであって、松村介石や、横井時雄など、流行期以前から修養論を唱えていた論者がいつから修養論を唱え出したのかに着目しなければ、修養論の誕生は導き出せないと批判し、1890年代に修養論が誕生したとした<sup>(17)</sup>。

和崎(2007)のいうように修養論が誕生したのが、1890年代であったとして、それ以降、1900年代頃に修養論がブームを迎えるまでの間に何があったのであろうか。以下では、まず、どのような時代背景の中で修養論が説かれるようになるのかを示し、修養論がブームを迎えた理由を知る。

### 5-2. 修養論ブームに至る背景

修養論がなぜブームとなったのであろうか。結論を先に述べると、修養は<青年>が自らのアイデンティティを確立していく際のキーワードとなったためにブームとなったのである。ここでは、まず、<青年>の誕生から説明してお

く必要があろう。

近代社会の成立とともに<青年>が誕生する。<青年>が誕生する前は、小さな大人と大人がただで、小さな大人は通過儀礼を通して一人前の大人と認められる社会であった。近世社会では共同体が個人の成長に大きく影響し、アイデンティティは共同体に依存する形で存在していた。近代社会の到来は、そのような共同体社会を崩壊させ、個人がアイデンティティを獲得しなければならない時代の到来を意味している。日本においてもそれは例外ではなく、明治の始まりとともに<青年>が誕生した。

田嶋(2016)によれば、日本における<青年>には、3つの階層が存在するという<sup>(18)</sup>。第一層は、旧制高校に進学することが適うエリート層、第二層は、第一層を夢見て第一層を目指すものの、経済的事情などにより第一層に入ることができなかった者たちの層、第三層は、農村のように旧来の共同体文化で生きる者たちの層である。

近代社会の誕生とともに誕生した<青年>たちにとって、自らのアイデンティティを獲得するという大きな課題であった。言い換えると、近世社会の自己形成から新しい時代の自立(律)的な自己形成が課題となったのである。

新しい時代の自立(律)的な自己形成の課題にいち早く直面したのが第一層の<青年>たちであった。彼らは、西洋社会との出会いによって訪れた近代化を理解するためには、西洋の社会や文化について理解する必要があると考え、西洋の社会や文化を学んだ。キリスト教に改宗する者も多かった。自己のアイデンティティを獲得するという課題に関して言えば、西洋の自己形成論を理解することでそれを克服しようとしたということになる。

その際、旧来の自己形成概念である修身、修行、養生などの言葉に代わって新しい概念が求められた。その概念として修養が用いられたのである。

だが、先述したように修養論がブームを迎えるまでには少しばかり時間がかかっている。それは、なぜであろうか。

中村正直によって cultivate、cultivation が翻訳された時の修養は、「シュウヨウ」とは読まず、「ヲサメヤシナウ」とルビが振られ、その意味は、「人格の向上」や「精神修養」のような意味を持っていなかった<sup>(19)</sup>。田嶋(2016)によれば、「人格」や「精神」は明治半ばになって人間の内面を捉える学問的な用語として定着したという。それまでは、「人」や「人となり」、「品」といった言葉が人格に近い言葉として用いられており、人間の心と体の間の境界が曖昧であった。明治初期の personality の翻訳では、「品行」

「心霊」という言葉が当てられていた。明治半ばになって「人格」という言葉が作り出され、ドイツ語の Geist という言葉に「精神」という新しい言葉が用いられた。修養という新しい概念を説明するために「人格」や「精神」は大きな影響を与え、明治半ばから「精神の修養」や「人格の向上」という言葉で説明される言葉となった<sup>(20)</sup>。

和崎(2007)のいう修養論の誕生から修養がブームを迎えるまでの間は、修養を説明するための言葉である人格という言葉が認識されておらず、<青年>たちが希求していた概念として修養が認識されていなかった可能性がある。日露戦争後にブームがきたのは、「人格」などの修養を説明する概念が受け入れられ、かつ、出版業界の発展に伴って、多くの<青年>に新しい自己形成概念としての修養が提示されたからであろう。

以上のように、修養は、中村正直によってスマイルズの『自助論』にあった cultivate、cultivation の訳語として用いられ、1890年代に修養を説く論者が現れるようになった。修養論が受け入れられ、ブームとなったのは、それから約10年後の明治30年代中頃である。修養がブームとなった背景には、明治という新しい時代に入り、自立(律)的な自己形成という課題を持たされることとなった<青年>にとって、修身、修行、養生などの言葉に代わる新しい自己形成概念が希求されていたからであった。

## 6. 修養論者の世代と階層

ここでは、代表的な修養論者の出自等を示し、階層ごとの修養論の特徴を知る。本稿では、徳富蘇峰、松村介石、村上俊蔵、蓮沼門三を取り上げてみよう。

### 6-1. 明治維新直前の出生者と修養論

上記に挙げた人物の中で明治維新直前に出生した者は、徳富蘇峰と松村介石である。

まず、徳富蘇峰の出自を知ろう。徳富蘇峰は、1863年に肥後国上益城郡杉堂村(現熊本県上益城郡益城町上陳)に生まれる。幼少期は、水俣で過ごす。1872年に熊本洋学校に入学したが10歳か11歳と年齢が若かったために退学させられ、その後1875年に再入学している。熊本洋学校では漢訳の『新約・旧約聖書』などにふれて西洋の学問やキリスト教に興味を寄せ、1876年、横井時雄、金森通倫、浮田和民らとともに熊本バンドの結成に参画する。熊本洋学校閉鎖後の1876年8月に上京し、官立の東京英語学校に入学するも10月末に退学、京都の同志社英学校に転入学した。同志社英学校は学生騒動に巻き込まれ、卒業できなかったものの1882年に私塾「大江義塾」を創設し、青年の啓蒙に努めている。1890年には、「國民新聞」を創刊し、明治から昭和にかけて主宰している<sup>(21)</sup>。

つぎに、松村介石の出自を知ろう。松村介石は、1859年、播磨国明石藩士(現兵庫県明石市から神戸市西区・神戸市垂水区)の家に生まれる。父親が武士で漢学者であったため、幼少期より四書五経に親しんで育った。1874年に15歳で宣教師J・L・アトキンソンに学び、聖書に触れ、17歳で横浜に行き、アメリカ・オランダ改革派教会の宣教師ジェームス・バラの塾に学ぶうちキリスト教に入信する。その後、築地大学校舎監をつとめながら、東京一致神学校で学んでいる。1912年には道会を創設している<sup>(22)</sup>。

そのほか、同時代に生まれた人として横井時雄や植村正久、内村鑑三などが挙げられよう。

彼らは、明治維新直前に生を受け、いち早くアイデンティティの獲得を迫られた<青年>たちであり、田嶋(2016)の<青年>の区分で言え

ば、第一層に位置づく<青年>たちであった。そして彼らの共通点は、キリスト教知識人であるということであろう。

彼らの修養論は、いかなるものであったか。

先述したように、修養論は1890年代に誕生したとされるが、和崎(2007)によれば、その修養論は、教育勅語の発布とそれに伴う形式的な徳育の代替として誕生し、その特徴として、第一に、他者の助けや儀式的な行為を避け、自分の力で内面から成長することを要求すること、第二の特徴として、精神的な面が強調され、何をなすべきかということとはほとんど説かれておらず、何をしてはならないか、またはどうやってはならないかということと、その状態に陥らないための手段が説かれ続けていることが挙げられている<sup>(23)</sup>。田嶋(2016)は、内村鑑三の一説取り上げ、修養というものが担力鍛錬でもなければ、喜怒哀楽を自由にできることでもなく、山に籠もったり、欲を制したりすることでもない修養が説かれていたと言い、修行系の修養が批判されていたことを示し、修養が教化や注入とは対極にある個人の内発的動機に基づく行為であるとしている<sup>(24)</sup>。

このように、明治維新直前に生まれた者たちによって説かれた修養論は、主にキリスト教知識人によって説かれ、修身教育のような他者から押し付けられる道徳や形式的な徳育を批判し、修行のような修養ではなく、近代的な自発的な内面形成の方法として示された。

## 6-2. 修養論ブームの到来と修養論者

日露戦争後、修養論がブームを迎える。その時の論者には、一方で、上述のような明治初期に青年期を迎え、福沢諭吉の『学問のすゝめ』を代表とする明治初期の啓蒙思想家の影響を受けた者たちがいる。これまでは、第一層に位置づく<青年>たちに向けて第一層の<青年>であった大人が修養を説いていたが、他方では、そのような出自とは異なるところから修養を説く者が出てきた。第二層の<青年>であった大人が第二層の<青年>に向けて修養論を説き始めたのである。本稿では、村上俊蔵、蓮沼門三

の2人を取り上げてみたい。本稿では取り上げないが、講談社を創業した野間清治の存在も大きかったと思われる。

まず、村上俊蔵の出自を知ろう。村上俊蔵は、1872年遠州引佐群小野村(現静岡県浜松市)に生まれる。小学校入学後、漢学者三宅凹山に師事し、小学校卒業後、「宝飯中学」に入学している。1889年には、「英吉利法律学校英語法学科」に入学する。専修学校の特別認可学校の認可生となるための「認可試験」に及第するも入学金が払えず資格が得られなかった。以降「英吉利法律学校」で受験するも失敗し、「苦学」に悩まされる。禅によって神秘的な体験をし、禅の普及のために「仏教会」を組織するなどした。1897年には、幸田露伴の門に入門し、5年後に『立志独立進歩之友 成功』を創刊している<sup>(25)</sup>。

つぎに、蓮沼門三の出自を知ろう。蓮沼門三は、1882年に福島県耶麻郡相川村(現福島県喜多方市)の農家に生まれる。実父は門三が胎内にいるうちに消息不明となり、3歳のときに母親が蓮沼家へ再婚している。蓮沼家は貧農であり、「連れ子」と罵られるなど悲しい幼少期を送ったようである。師範学校への入学も貧しくて果たされず、独学で準教員検定に合格を果たし、小学校尋常科準教員となる。その後1903年に青山師範学校に入学し、寄宿舎に入る。寄宿舎の汚い状態を見て、清掃を行い始め、その活動がきっかけとなって修養団を結成することとなった。清掃を行うような考え方を持つに至ったのは、青山師範学校に入学するまでの間に経験した苦学と神経衰弱にかかったことが大きい<sup>(26)</sup>。

田嶋(2016)の分類からすると、村上俊蔵は、第一層の<青年>の道を歩みながらも途中で挫折しているため、第二層の<青年>に分類できるのではないだろうか。蓮沼門三は、師範学校に進学する経済状況ということもあって第二層の<青年>に分類できるだろう。

彼らの修養論は、いかなるものであったか。

雨田(1992)によれば、村上の「成功」の思想は、修養を行い、いわゆる成功ができなかった者たちに対しての指針を示そうとするものであ

ったという<sup>(27)</sup>。出自を見ればわかる通り、村上は成功に対しての挫折や苦悩を持ってきた人物である。したがって、村上は、自己を保つために「成功」を説いたと考えられ、同じ傷を持った<青年>に受け入れられたのだと言えよう。

「成功」を説明する中で説かれた村上俊蔵のいう修養は、日本の伝統的な人倫説とそれに立った人間形成論である「神人合一」を説き、大慈悲心を持つために私欲を排した上で、極めて実践的な処世的な行いを求める性格の強いものであった<sup>(28)</sup>。

蓮沼門三は、青山師範学校の寄宿舎の掃除等の体験から個々の人間は弱い、真剣に善魂を傾けて実践すれば、やがて人の魂をゆり動かすことができると確信し、修養団を結成した。蓮沼のその体験は、自らの幼少期の苦しい体験を受け、自らと同じように苦しい境遇の中で苦しむ同胞に向けて、お互いに努力して相互に慰め合うことを思いつかせた。蓮沼は修養を通してそれを目指したのである。蓮沼は修養を追い求める際に「明魂顕現」をキーワードとした。「明魂顕現」は人間界の反目、恨み、闘争を各自が己の魂を凝視することによって解消することを目指すものであった。そのために、修養の目標を「流汗鍛錬」「同胞相愛」とし、「流汗鍛錬」とは、汗を流して職分を果たし、真修養工夫に励むことを言い、真修養工夫とは、肉体的修養と精神的修養の二つでもって修養であるとしている。「同胞相愛」は、愛を仏教の大慈悲心と同義とし、具体的には、親に対しては子としての自己、子に対しては親としての自己、妻に対しては夫としての自己があることを自覚して、愛を基本とする家族、近隣への連帯意識を養成することを目指す考え方であった<sup>(29)</sup>。

また、同時期、第一層の<青年>であった新渡戸稲造は第二層の<青年>に向けて修養を説いている。そこで説かれている修養の特徴は、修養を「修身養心」として説明し、実際の、具体的であり、第二層の<青年>たちに向けて実践的な処世術の心得というものであった<sup>(30)</sup>。

このように、日露戦争後、修養がブームとなった際に、多くの<青年>に向けて説かれた修

養は、いわば、第二層の<青年>として歩んだ者が、同じ苦しみを共有し、励まし合うための言葉として、また、第一層の<青年>になれなかったとしても自己のアイデンティティの獲得を諦めないようにするための言葉として用いられたと言えよう。その修養論は、生きる指針として実践的な処世術が説かれ、肉体的な修養と精神的な修養の両方を必要とすると説くものであった。

## 7. 修養論の大衆化と教養論

ここでは、主に修養概念が大衆化した日露戦争後から昭和初期にかけて修養論がどのように変化していくのかを示す。そのために、修養論がブームを迎え、大衆化した1930年代に現れる教養論の動きに着目する。その際、田嶋(2016)と渡辺(1999)を参考にする。

先述したように、日露戦争後、新渡戸稲造の『修養』がベストセラーとなるなど、修養論がブームを迎えた。修養論ブームにおける修養は、対象となる人数からして主に第二層の<青年>たちに向けて説かれたと言えるだろう。この頃、修養という言葉は第二層の<青年>たちの言葉となり始めていた。つまり、明治の新しい自己形成概念としての修養は第一層の<青年>たちの手から離れ、第二層の<青年>たちのものになろうとしていたのである。

では、第一層の<青年>たちにとっての自己形成概念はどうなったのであろうか。筒井清忠は、「大正教養主義は明治後期の修養主義から立した」と述べている<sup>(31)</sup>。第一層の<青年>たちにとって、修養から教養に置き換わったということが示唆されよう。第一層の<青年>たちが、第二層の<青年>たちと自分たちを区別するために新しい言葉を模索したと言ってよい。第一層の<青年>たちにとっての新しい自己形成概念としての教養は、修養とは違い、文化的財産を身につけることが目的化された<sup>(32)</sup>。この教養論は、のちに旧制高校の文化として語られるようになる。

修養論から教養論の分離という動きは、河合栄治郎編『学生と教養』<sup>(33)</sup>に触発される形でよ

り鮮明に修養論と距離を取るようになる。『学生と教養』は執筆者のほとんどが第一高等学校、東京帝国大学、京都帝国大学の出身者で占めており、より鮮明に修養との違いを示そうとしている書物である。

渡辺(1999)は、『学生と教養』を中心とした教養に関する議論について、大正期の教養論が、非政治的・非実践的・エリート主義的な教養を批判し、政治的・実践的な良識や常識と関連した文化の基盤整備としての教養を説いたという<sup>94)</sup>。そうすることで、教養は望ましい人間の資質ないしは普遍的人間性に向けられた人間形成という意味を持つことになったとする。竹内(2003)によれば、大正期の教養論は、「普遍」(人類)と「個」(自己)があるがそれらを媒介する「種」(民族や国家)がなく、「社会がない」ものであったが、1936年の思想犯保護観察法によって、マルクス主義が取り上げられた結果、昭和に入ってから教養論は、マルクス主義をかいくぐったこともあって、社会に開かれた教養論となったという<sup>95)</sup>。

一方で、その頃の修養は、知識の過剰を戒め、善行による人格形成と保守的社会改革を目指しており、旧来の共同体社会に見られる集团的訓育方法が流れ込み、行為自体のもつ人間形成作用を人格向上の方法として重んじるようになっていた<sup>96)</sup>。このような動きを清水(1987)は、「天皇制権力による民間『修養』の横取り」と述べているのであろう。

以上のように、修養論が大衆化し、修養が第二層の<青年>たちの言葉となってくると、第一層の<青年>たちは修養から教養を分離させ、新しい自己形成概念を作り上げた。そして、昭和に入ると、知識の獲得を志向する教養論と行為そのものによって人格の向上を目指す修養論へとその違いを明確化していくようになるのである。

## 8. 修養論の系譜とその特徴

ここでは、これまで見てきた修養論の特徴を整理し、修養論の系譜を捉えたい。

まず、階層ごとの修養論を改めて示しておこ

う。

明治維新直前に生を受け、修養論の誕生を担った修養論者たちの修養は、外界から押し付けられる道徳を批判し、修行のような修養ではなく、近代的な自発的な内面形成の方法として示されたものであった。その修養は、西洋的な自己形成論を理解しようとしてなされてものであり、心と体を分けて考える心身二元論に基づいていたと考えられる。

他方、日露戦争後の修養論ブームにおける修養は、第二層の<青年>として歩んだ者が、同じ苦しみを共有し、励まし合うための言葉として、また、第一層の<青年>になれなかったとしても自己のアイデンティティの獲得を諦めないようにするための言葉として用いられたものであった。その修養論は、生きる指針として実践的な処世術が説かれ、肉体的な修養と精神的な修養の両方を必要とすると説くものであった。それは、東洋的な知行合一という考え方に基づいていたと考えられる。知行合一とは、陽明学の命題の一つであり、知ることと行うことは分離不可能なもので、知識は、単に知っているだけでなく、行動をすることによって完成するという考え方である。

それらの修養論は、時代を経る中で教養論と修養論に分かれていくこととなる。修養論が大衆化し、修養が第二層の<青年>たちの言葉となってくると、第一層の<青年>たちは修養から教養を分離させ、新しい自己形成概念を作り上げた。昭和に入ると、知識の獲得を志向する教養論と行為そのものによって人格の向上を目指す修養論へとその違いを明確化していくようになった。教養論へと引き継がれたのは、心身二元論に基づく修養論であり、第一層の<青年>たちが用いてきた修養論の系譜である。一方、その頃の修養論は、旧来の集团的訓育方法が取り入れられるなど、知行合一的な意味合いを強めており、その系譜は、主に第二層の<青年>たちが用い、第二層の<青年>たちに向けて説かれた修養論の系譜である。

このように修養論には、大きく分けて二つの系譜が存在すると言えるだろう。一つが、第一



層の〈青年〉によって説かれていた「心身二元論型修養論」であり、もう一つが第二層の〈青年〉たちによって用いられた「知行合一型修養論」である。

「心身二元論型修養論」の特徴は、エリート層の人々が、エリート層に向けて説いているということである。

一方、「知行合一型修養論」は、心技体を一つのものとして捉える傾向があり、苦しい時でも耐え忍ぶこと、苦しい時でも正しい行いをするのが精神面の向上にも繋がり、ひいては人格が向上するのだという考え方を示す。この修養論は、戦前の修身と親和性の高い考え方であったため、清水(1987)のいうように、「天皇制権力による民間『修養』の横取り」の対象となった。

「知行合一型修養論」の特徴は、エリート層に入れなかった人々が自らも含め同胞に向けて修養を説いている、もしくは、論者がエリート層に位置づくものであっても、新渡戸稲造のように第二層の〈青年〉に向けて説いていることである。

## 9. 今後の課題—教育公務員特例法における修養論の考察に向けて—

田嶋(2016)は、修養論は、錬成等の陰となって喪失したという。そして戦後は、新しい時代の自己形成論のキーワードは教養であるとする。その証左として、教育の目的を「人格の完成」としたこと、旧教育基本法第8条にある「良識ある公民たるに必要な政治的『教養』は、教育上これを尊重しなければならない。」という文言に教養が用いられていることをあげ、教育基本法の作成に関わった教育刷新委員会のメンバーの多くが、教養派知識人(修養論から分離して誕生した教養論に親しみのある人々)であったために、戦後の自己形成論のキーワードは教養となったとした<sup>(97)</sup>。

一方で修養は復活しなかったという。それはなぜか。修身という言葉が戦後民主主義的な価値観からは否定されるべき言葉として認識され、修養は修身と親和性が高い言葉として修身とともに用いられない言葉となったからだという。

しかし、それには疑問が残る。修身を連想させる言葉としての修養をなぜ教育公務員の身分を示す法律の用語として用いたのか。単純に考えて、戦後教育改革を担った人たちは教養派知識人であるから「心身二元論型修養論」の系譜に位置づくものであると捉えることもできるであろう。しかし、その場合、ならばなぜ「教養」と用いなかったのだろうか。

二つの修養論の系譜の中で、教育公務員特例法にある修養とはいかなる意味の言葉であったのであろうか。

今後の課題として、教育公務員特例法にある修養がどちらの系譜に位置づいている言葉なのかを把握する必要があるだろう。そのために、教育公務員特例法の立法者である宮地茂に注目し、彼の出自や彼の用いる修養について探っていく。さらには、その修養という言葉を巡って、文部省内での認識に差はなかったのかを調べる必要もあるだろう。

## 註

(1) 例えば、1947年5月3日「教員身分法(学校教員法)要綱案」では、再教育及び研修という条項となっている。

(2) 1946年12月「教員身分法要綱案」～1947年7月14日「国立、公立学校教員法要綱案」まで。1947年8月25日「国立、公立学校教員法要綱案」以降、制定まで研修の章の条項に用いられる言葉となる。

(3) 細野禎二「公務員研修について」『自治時報 3月号』地方財政委員会、1949年、35頁。

(4) 教育公務員特例法を制作した文部省調査局審議課内に設けられた研究会のこと。

(5) 教育法令研究会『教育公務員特例法—解説と資料—』時事通信社、1949年、126頁。

(6) 羽田貴史「戦後教育改革と教育・研究の自由—教育公務員特例法の成立過程における自由規定の検討—」『教育学研究』第54集第4号、1987年、22～32頁、久保富三夫『戦後日本教員研修制度成立過程の研究』風間書房、2005年、高橋寛人「教育の論理に基づく教員身分保障制度構築の必要性—教育公務員特例法の制定経緯

の検討から-』『教育学研究』第73巻第1号、2006年、15～26頁。

(7) 王成「近代日本における〈修養〉概念の成立」『国際日本文化研究センター紀要』第29集、2004年、117～145頁、和崎光太郎「青年期自己形成概念としての〈修養〉論の誕生」『日本の教育史学』第50集、2007年、32～44頁。

(8) 前掲、王成「近代日本における〈修養〉概念の成立」121～123頁。

(9) 同上117～145頁。

(10) 前掲、和崎「青年期自己形成概念としての〈修養〉論の誕生」32～44頁。

(11) 大串潤児「戦後改革期、下伊那地域における村政民主化-長野県下伊那郡上郷村政民主化運動を実例として-」『人民の歴史学』第142巻、1999年、35～50頁、岡田洋司「農村社会運動としての修養団運動の論理と実態-大正後期の愛知県碧海郡の事例-」『地方史研究』第31巻第4号、1981年、51～69頁、坂根治美「近代日本の資本主義と修養主義に関する一試論-群馬県桐生地方における企業内教育を事例として-」『仙台大学紀要』第29巻第1号、1997年、20～29頁、坂根治美「明治後期の実業教育と修養主義-群馬県桐生町の地方雑誌に見る-」『仙台大学紀要』第29巻第2号、1998年、81～93頁、坂根治美「1920年代の実業教育と地域社会-群馬県桐生地方の修養主義に関する一考察-」『仙台大学紀要』第30巻第2号、1999年、61～71頁、坂根治美「近代の群馬県桐生地方の産業化と修養主義-ある企業経営者の軌跡-」『仙台大学紀要』第45巻第2号、2014年、69～80頁。

(12) 森上優子「新渡戸稲造における『調和』-『修養』概念を手がかりとして-」『日本思想史学』第36号、2004年、159～176頁、田岡昌大「新渡戸稲造の道徳における教育学的意義」『北海道大学大学院教育学研究院紀要』第126号、2016年、155～169頁、桑原哲朗「芦田恵之助の綴り方教師修養論に関する一考察」『国語科教育』第47巻、2000年、49～56頁、宮川透「日本思想史における〈修養〉思想-清沢満之の『精神主義』を中心に-」『近代日本社会思想

史Ⅱ』有斐閣、1971年、71～87頁、松村憲一「近代日本の教化政策と『修養』概念-蓮沼門三の『修養団』活動-」『社会科学討究』第19巻第1号、1973年、1～26頁、雨田英一「村上俊蔵の『成功』思想-近代日本における修養思想の一形態-」『教育学研究』第59巻第2号、1992年、153～162頁。

(13) 清水康幸「錬成の先行形態-『道場型』錬成の成立」『総力戦体制と教育』東京大学出版会、1987年25～33頁、渡辺かよ子「『修養』と『修養』の分離と連関に関する考察-1930年代の教養論の分析を中心に-」『教育学研究』第66巻第3号、1999年、20～28頁。

(14) 前掲、清水「錬成の先行形態-『道場型』錬成の成立」30頁。

(15) 田嶋一『〈少年〉と〈青年〉の近代日本人間形成と教育の社会史』東京大学出版会、2016年。第2部に修養の社会史として修養論の起源の解明や修養論者の世代や階層などにも着目した整理など、修養論について詳述されている。本稿では、教育公務員特例法に至る修養論を探ることを念頭に置き、田嶋に依拠しながら再度整理を行う。

(16) 前掲、王成「近代日本における〈修養〉概念の成立」120～122頁。

(17) 前掲、和崎光太郎「青年期自己形成概念としての〈修養〉論の誕生」32～44頁。

(18) 前掲、田嶋『〈少年〉と〈青年〉の近代日本人間形成と教育の社会史』128～130頁。

(19) 中村正直『西国立志編 原名 自助論』雁金屋清吉、1871年。

(20) 前掲、田嶋『〈少年〉と〈青年〉の近代日本人間形成と教育の社会史』204～206頁。

(21) 「徳富蘇峰」国史大辞典編集委員会『国史大辞典第10巻 とにそ』吉川弘文館、1989年。

(22) 松村介石『信仰五十年』大空社、1996年。

(23) 前掲、和崎「青年期自己形成概念としての〈修養〉論の誕生」32～44頁。

(24) 前掲、田嶋『〈少年〉と〈青年〉の近代日本人間形成と教育の社会史』213頁。

(25) 前掲、雨田「村上俊蔵の『成功』思想-近代日本における修養思想の一形態-」154頁。

(26) 前掲、松村「近代日本の教化政策と『修養』概念-蓮沼門三の『修養団』活動-」14~19頁。

(27) 前掲、雨田「村上俊蔵の『成功』思想-近代日本における修養思想の一形態-」160頁。

(28) 同上153~162頁。

(29) 前掲、松村「近代日本の教化政策と『修養』概念-蓮沼門三の『修養団』活動-」14~19頁。

(30) 新渡戸稲造『修養』実業之日本社、1911年。

(31) 筒井清忠『日本型『教養』の運命』岩波書店、1995年、31頁。

(32) 前掲、田嶋『<少年>と<青年>の近代日本 人間形成と教育の社会史』228頁。

(33) 河合栄治郎編『学生と教養』日本評論社、1936年。

(34) 前掲、渡辺『『修養』と『教養』の分離と連関に関する考察-1930年代の教養論の分析を中心に-』21頁。

(35) 竹内洋『教養主義の没落-変わりゆくエリート学生文化-』中央公論新社、2003年、第1章。

(36) 前掲、田嶋『<少年>と<青年>の近代日本 人間形成と教育の社会史』231~232頁。

(37) 同上251~252頁。

## 参考文献

・雨田英一「村上俊蔵の『成功』思想-近代日本における修養思想の一形態-」『教育学研究』第59巻第2号、1992年、153~162頁。

・王成「近代日本における<修養>概念の成立」『国際日本文化研究センター紀要』第29集、2004年、117~145頁。

・大串潤児「戦後改革期、下伊那地域における村政民主化-長野県下伊那郡上郷村政民主化運動を事例として-」『人民の歴史学』第142巻、1999年、35~50頁。

・岡田洋司「農村社会運動としての修養団運動の論理と実態-大正後期の愛知県碧海郡の事例-」『地方史研究』第31巻第4号、1981年、51~69頁。

・唐木順三『新版 現代史への試み』筑摩書房、1973年。旧版は、1949年に発刊。

・河合栄治郎編『学生と教養』日本評論社、1936年。

・教育法令研究会『教育公務員特例法-解説と資料-』時事通信社、1949年。

・久保富三夫『戦後日本教員研修制度成立過程の研究』風間書房、2005年。

・桑原哲朗「芦田恵之助の綴り方教師修養論に関する一考察」『国語科教育』第47巻、2000年、49~56頁。

・坂根治美「近代日本の資本主義と修養主義に関する一試論-群馬県桐生地方における企業内教育を事例として-」『仙台大学紀要』第29巻第1号、1997年、20~29頁。

・坂根治美「明治後期の実業教育と修養主義-群馬県桐生町の地方雑誌に見る-」『仙台大学紀要』第29巻第2号、1998年、81~93頁。

・坂根治美「1920年代の実業教育と地域社会-群馬県桐生地方の修養主義に関する一考察-」『仙台大学紀要』第30巻第2号、1999年、61~71頁。

・坂根治美「近代の群馬県桐生地方の産業化と修養主義-ある企業経営者の軌跡-」『仙台大学紀要』第45巻第2号、2014年、69~80頁。

・清水康幸「錬成の先行形態-『道場型』錬成の成立」『総力戦体制と教育』東京大学出版会、1987年。

・清水康幸「修養運動と教育」『近代日本における知の配分と国民統合』第一法規、1993年、389~408頁。

・瀬川大「『修養』研究の現在」『東京大学大学院教育学研究科 教育学研究室 研究室紀要』第31号、2005年、47~53頁。

・田岡昌大「新渡戸稲造の道徳における教育学的意義」『北海道大学大学院教育学研究紀要』第126号、2016年、155~169頁。

・高橋寛人「教育の論理に基づく教員身分保障制度構築の必要性-教育公務員特例法の制定経緯の検討から-」『教育学研究』第73巻第1号、2006年、15~26頁。

・竹内洋『教養主義の没落-変わりゆくエリート

学生文化-』中央公論新社、2003年。

・田嶋一『<少年>と<青年>の近代日本 人間形成と教育の社会史』東京大学出版会、2016年。

・筒井清忠『日本型『教養』の運命』岩波書店、1995年。

・「徳富蘇峰」国史大辞典編集委員会『国史大辞典第10巻 とにそ』吉川弘文館、1989年。

・中村正直『西国立志編 原名 自助論』雁金屋清吉、1871年。

・新渡戸稲造『修養』実業之日本社、1911年。

・羽田貴史「戦後教育改革と教育・研究の自由—教育公務員特例法の成立過程における自由規定の検討—」『教育学研究』第54集第4号、1987年、22～32頁。

・細野禎二「公務員研修について」『自治時報 3月号』地方財政委員会、1949年。

・堀尾輝久「国民教育における『教養』をめぐる問題」『思想』第522号、1967年、1～18頁。

・松村介石『信仰五十年』大空社、1996年。

・宮川透「日本思想史における<修養>思想—清沢満之の『精神主義』を中心に—」『近代日本社会思想史Ⅱ』有斐閣、1971年、71～87頁。

・松村憲一「近代日本の教化政策と『修養』概念—蓮沼門三の『修養団』活動—」『社会科学討究』第19巻第1号、1973年、1～26頁。

・森上優子「新渡戸稲造における『調和』—『修養』概念を手がかりとして—」『日本思想史学』